

電気用品安全法(PSEマーク表示)

■ 概要

電気用品安全法は電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的としています。また、電気用品の製造又は輸入の事業を行う者は、電気用品の区分に従い、経済

産業大臣に届け出ることとなります。届出事業者は、届出の型式の電気用品を製造し、又は輸入する場合においては、技術上の基準に適合するようにならなければならず、これらの電気用品について検査を行い、検査記録を作成し、保存しなければなりません。

■ PSEマーク表示

電気用品には「特定電気用品」と「特定電気用品以外の電気用品」があり、製造、輸入または販売の事業を行うものは、マークを表示しなければなりません。電線、ケーブルの該当範囲

は品種、導体サイズ、線心数、使用電圧などにより異なり、次表の通りとなります。

	品名	範囲	PSEマーク
特定電気用品	絶縁電線 (定格電圧が100V以上600V以下のものに限り) 1.ゴム絶縁電線 2.合成樹脂絶縁電線	導体の公称断面積が100mm ² 以下のものに限り	 または<PS>E
	ケーブル (定格電圧が100V以上600V以下のものに限り)	導体の公称断面積が22mm ² 以下、線心が7本以下及び外装がゴム(合成ゴムを含む)または合成樹脂のものに限り	
特定以外の電気用品	ケーブル (定格電圧が100V以上600V以下のものに限り)	導体の公称断面積が22mm ² を超え100mm ² 以下、線心が7本以下及び外装がゴム(合成ゴムを含む)または合成樹脂のものに限り	 または(PS)E

JISマーク認証品(JISマーク認証制度)



2004年6月9日に工業標準化法が改正され、2005年10月1日からJISマーク表示制度が新しくなりました。新しいJISマーク表示制度は、国により登録された民間の第三者機関(登録認証機関)から認証を受けることによって、その製品またはその包装等にJISマークを表示することができるものです。制度の仕組みが変わることに合わせてマークのデザインも変更されました。

JISマークが表示された製品は、その製品が該当するJISに適合していることを示しており、その適合性は認証製造業者等が確保します。

本カタログ記載製品に関連する規格は、以下の6規格になります。(認証有無は各製品の詳細をご覧ください)

- JIS C 3307 600Vビニル絶縁電線(IV)
- JIS C 3317 600V二種ビニル絶縁電線(HIV)
- JIS C 3342 600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル(VV)
- JIS C 3401 制御用ケーブル
- JIS C 3605 600Vポリエチレンケーブル
- JIS C 3612 600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線